

## 市職員による生活保護費の横領等について

このたび、本市の内部調査により、生活保護を担当する職員が、生活保護費を横領等していたことが発覚しました。現時点で被害件数は2件、被害額は、1,030,525円が確認されています。

このため、市は、当該職員を被告訴人として本日10月25日に警察に告訴状を提出するとともに、同日付で懲戒免職の処分を行いました。

### 1 事案の概況

#### (事案1)

当該職員は、生活保護受給者Aが令和5年3月から施設に措置入所となり、同月から生活保護費を支給しない状況となったにもかかわらず、同年3月分から7月分の生活保護費を不正に支出し、470,525円を着服したものの。

#### (事案2)

令和4年8月、生活保護受給者Bが年金を遡及して受け取ったことにより生じた、既支給の生活保護費の返還金として現金56万円をBから受領したが、市の会計に納入せずに横領したものの。

### 2 事案の経緯

#### (事案1)

- 令和5年9月12日、Aは令和5年3月から施設に措置入所していたにもかかわらず（※措置入所の場合は生活保護費を支給しない。）、生活保護費が支給されていることに、施設入所者を担当する他の職員が気付いた。
- このため、当該職員に確認したところ、既に7月分までの生活保護費が窓口払いで支給されていた事実が発覚した。このことについて、当該職員は、「以前Aが利用していた施設の職員が毎月、市役所に来庁し、この施設職員にAの生活保護費を渡していた。」と説明したため、当該施設や関係者に調査を実施したが、該当する施設職員は確認できなかった。  
また、Aもこの間支給されていた生活保護費を受け取っていない。
- 当該職員への調査を継続する中、9月28日にA宛てに差出人不明で4月から7月分の生活保護費に相当する、374,316円が郵送で送付されたため、警察に相談した。
- 引き続き、当該職員への事情聴取を行う中で、10月19日に、当該職員が当該事案について、自らが着服した事実を認めた。

#### (事案2)

- 事案1が発覚し、当該職員が担当している事務の内部調査を進めていく中で、Bの年金遡及受給分の返還がされていない事案2を把握した。

- ・10月11日に、係長と当該職員がB宅を訪問し、年金遡及受給分の返還について説明すると、Bは令和4年8月に市役所窓口において、当該職員に返還金を現金で渡したと主張、一方で当該職員は受け取っていないとの主張であった。
- ・引き続き、当該職員への事情聴取を行う中で、10月19日に、当該職員が事案2についても、自らが横領した事実を認めた。

### 3 事案発覚後の対応

9月12日	当該職員に事情聴取するとともに、関係者、関係施設等に事実確認を開始
9月15日～	内部調査を開始
9月28日	宇部警察署に相談
10月2日～	生活保護ケースの総点検を開始
10月13日、14日	他の職員で当該職員が担当した生活保護ケース全件を点検
10月19日	改めて当該職員に事案1及び事案2について事情聴取を行ったところ、着服、横領したことを認めた。また、事案1について、現金374,316円を郵便で送ったことも認めた。
10月25日	宇部警察署に告訴状を提出

### 4 今後の対応

- ・当該職員に対して、現時点で把握している被害額から、一部返還された額（374,316円）を差し引いた656,209円について返還を求める。
- ・現在も、当該職員への事情聴取など調査を継続して行っているが、上記2事案の他にも8件について自らが着服したことを認める供述をしていることから、早急に関係者への聴き取りを実施し、事実の把握に努めるとともに、全容解明に取り組む。（再発防止策として）
  - 点検結果を踏まえて、事務手順の再確認と改善、チェック体制強化に取り組む。
  - 公務員倫理・生活保護に関する研修を実施するとともに、相談しやすい職場環境に取り組む。
  - 庁内に再発防止委員会を設置し、本件の全容把握と対応、再発防止策の進捗管理を行う。

### 5 職員の処分

- (1) 被処分者及び処分内容  
健康福祉部生活支援課  
事務職員（係員） 栢 凌（かや りょう） 男性 26歳  
懲戒免職（主な処分理由：横領、詐取）
- (2) 処分日  
令和5年10月25日
- (3) その他職員の処分  
事案の全容解明後、管理監督者に対しては、厳正な処分を行います。

## 6 市長コメント

生活保護という、市民のセーフティネットに関わる職務を担当する職員が、生活保護費を不正に着服するという、あってはならない不祥事を起こしたことは、誠に申し訳なく、市民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

対象職員については、速やかに厳正な処分を行ったところですが、今後は、警察の捜査に全面的に協力して本事案の全容解明に努めるとともに、改めて、職員一人ひとりの意識改革と公金取扱いのルールの厳格化と徹底を図るなど、再発防止策を講じてまいります。

### 【問い合わせ先】

(事案の概要、判明の経緯、判明後の対応及び再発防止策について)

健康福祉部生活支援課 TEL 0836-34-8312

(職員の処分について)

総務部職員課 TEL 0836-34-8839